

函館市医師会看護・リハビリテーション学院生体医工学研究センター科学研究費補助金及び科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金）取扱規程

（目的）

第1条 この規程は、文部科学省及び独立行政法人日本学術振興会が所管する科学研究費補助金及び科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金）（以下「補助金等」という。）に関し、補助金等を交付された研究者（以下「研究者」という。）と函館市医師会看護・リハビリテーション学院生体医工学研究センター（以下、「生体医工学研究センター」という。）の関係及び補助金等の取り扱いについて必要な事項を定める。

（事務代行）

第2条 生体医工学研究センターは、生体医工学研究センター研究員（以下、「研究員」という。）に代わり次の事務を行う。

- 1) 補助金等の直接経費に係る管理事務
- 2) 補助金等の直接経費及び間接経費に係る諸手続

（直接経費の管理）

第3条 研究者が研究活動を円滑に行えるように、「新規の研究課題」については、科研費（補助金分）、科研費（基金分）ともに交付申請・交付決定・送金が行われる前の内定通知日以降に研究を開始し、必要な契約等を行うことができる。また、「継続の研究課題」については、科研費（補助金分）は内定・交付申請・交付決定・送金が行われる前の「4月1日」から（ただし、「研究成果報告書」を提出していないことなどにより内定通知を保留された場合には、内定通知日以降）研究を開始し、必要な契約等を行うことができる。（必要な経費は、直接経費受領後に支出し、又は生体医工学研究センターが立替えて直接経費受領後に精算する。）

（設備、備品、図書等の寄付の受入及び返還）

第4条 生体医工学研究センターは、研究員が直接経費により購入した設備、備品又は図書について、当該研究員からの寄付を受け入れるとともに、当該研究者が他の研究機関に所属することとなる場合には、その求めに応じて、これらの研究者に返還する。

（間接経費の受入及び返還）

第5条 生体医工学研究センターは、研究員が交付を受けた間接経費について、当該研究員からの譲渡を受け入れ、これに関する事務を行うとともに、当該研究員が他の研究機関に所属するまたは補助事業を廃止することとなる場合には、直接経費の残額の30%に相

当する額の間接経費を当該研究者に返還する。

2 前項の規定にかかわらず、間接経費の取扱いについては、別途に定める「函館市医師会看護・リハビリテーション学院生体医工学研究センターにおける公的研究費等の間接経費取扱に関する内規」に基づき処理する。

(会計手続)

第6条 補助金に係る会計手続は、関係法令、科研費ハンドブック等で定めるものの他は、生体医工学研究センター内の手続に準じて行う。

2 前項の規定にかかわらず、旅費については、別途定める「生体医工学研究センター旅費規程」に基づき処理する。

(保管)

第7条 補助金は、適切な名義者の銀行口座に預金する等により、適正に保管する。

(所管部署)

第8条 科学研究費補助金にかかる事務は、庶務課において所管する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。